

課題等対応のための平成24年10月の主な動き、取組

1 厳しい雇用失業情勢への対応（平成24年8月内容）

有効求人数	27,590人	対前年同月比	13.4%増
有効求職者数	42,631人	対前年同月比	4.9%減
有効求人倍率	0.67倍	対前月	同水準

- ・引き続き、各種支援事業、求職者支援制度、各種助成金などの活用による就職促進
- ・引き続き、積極的な求人開拓の実施
- ・引き続き、雇用調整助成金による雇用維持支援
- ・円高等に伴う雇用状況への影響把握

2 高校生のための就職面接会の開催

平成24年8月末の求人状況は、前年同月を県内求人で13.2%、県外求人で36.5%上回っているものの、県内求人数は県内就職希望者数を下回っており、高校生の早期の就職内定を促進することを目的として、例年、就職面接会を開催しています。

- ・開催日時
平成24年10月25日（木） 13:00～17:00（12:00から受付）
- ・開催場所
鹿児島アリーナ（鹿児島市永吉1丁目30-1）
- ・平成25年3月卒業予定者の求人・求職状況（平成24年8月末）

求人数	県内 1,969 人	県外 26,268 人	合計 28,237 人
就職希望者数	県内 2,339 人	県外 2,121 人	合計 4,460 人

3 鹿児島県最低賃金額の改定に伴う周知・広報

平成24年10月13日から鹿児島県最低賃金額が654円に改定されます。

鹿児島県最低賃金額が改定されると5.8%の労働者に影響を与えると思われることから、鹿児島労働局では、関係機関、労働者団体及び使用者団体などに周知・広報を行い、また、事業場に対する最低賃金の監督・指導を実施するなどして、履行確保を図っていくこととしています。

8月の有効求人倍率は0.67倍で、前月と同水準

鹿児島県の8月の有効求人倍率(季節調整値)は0.67倍となり、前月(0.67倍)と同水準となった。

新規求人倍率(季節調整値)は1.16倍となり、前月(1.08倍)を0.08ポイント上回りました。

新規求人数は前年同月比10.2%の増と5ヶ月連続の増加となりました。

産業別では、建設業(1.7%減)は2ヶ月連続の減少、製造業(5.4%減)は5ヶ月ぶりに減少、運輸業、郵便業(9.0%増)は3ヶ月ぶりに増加、卸売業、小売業(3.7%増)は5ヶ月連続の増加、宿泊業、飲食サービス業(35.9%増)は20ヶ月連続の増加、医療、福祉(26.9%増)は31ヶ月連続の増加、サービス業(20.8%増)は5ヶ月連続の増加となりました。

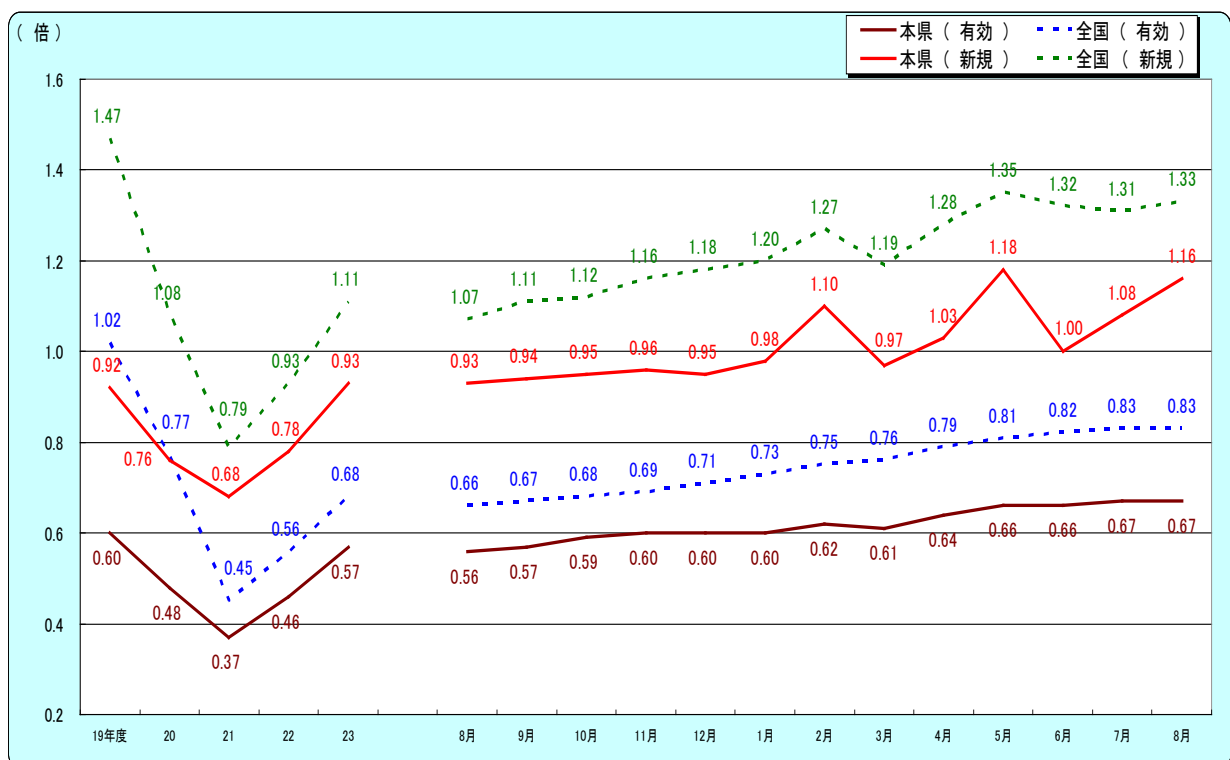
新規求職者数は前年同月比12.8%減と15ヶ月連続の減少となりました。

新規常用求職者について態様別で前年同月比でみると、在職求職者(5.6%減)は2ヶ月連続の減少となりました。また、離職求職者(8.4%減)は再び減少、無業求職者(33.6%減)は10ヶ月連続の減少となりました。離職求職者の内訳では事業主都合離職者(6.1%減)は再び減少、自己都合離職者(8.5%減)も再び減少となりました。

政府の9月の月例経済報告では、景気の基調判断を、「景気は、世界景気の減速等を背景として、回復の動きに足踏みがみられる」とし2ヶ月連続で下方修正しました。また、雇用情勢についても、「依然として厳しさが残るものの、改善の動きが見られる」と2ヶ月連続で据え置きました。

鹿児島県の雇用情勢は、新規求人数が、高水準で推移している等持ち直しの動きを続けています。一方で、有効求職者数も依然として高水準にあり、また、円高等による影響も懸念されるところであり、依然として厳しい面が見られることから、今後の動きには引き続き注視が必要と思われます。

鹿児島労働局では、現下の雇用情勢に適切に対応するため、若者・女性・高齢者・障害者の就労促進、産業構造の変化を踏まえた公的職業訓練の推進、就職困難者等すべての求職者の就労に向けた重層的なセーフティネットの構築による積極的な就労・生活支援対策の展開等をおこない「全員参加型社会」の実現に向け、雇用維持や就職支援等に取り組み、今後とも一層効果的な行政の展開に努めてまいります。



10月25日に

「高校生のための就職面接会 in 鹿児島」を開催します

平成 25 年 3 月新規高等学校卒業予定者の就職環境は、8 月末現在において、県内求人数が 1,969 人、県内就職を希望する生徒が 2,339 人となりました。

県内求人数が前年同月より 230 人増加し、求人倍率も前年同月を 0.09 ポイント上回り 0.84 倍となりましたが、現在のところ、県内就職を希望する生徒に見合う求人数には達していない状況です。

また、例年、未内定者の内訳は県内就職を希望する生徒が多数を占めるなど、県外を希望する生徒に比べて厳しい環境となっております。

このようなことから、鹿児島労働局、ハローワーク、鹿児島県教育委員会及び鹿児島県では、「高校生のための就職面接会 in 鹿児島」を以下のとおり開催することとしました。

○ 開催日時

平成 24 年 10 月 25 日（木） 13 時 00 分から 17 時 00 分まで

○ 開催場所

鹿児島市永吉 1 丁目 30-1

鹿児島アリーナ

（職業安定部職業安定課）

高校生のための 就職面接会

in 鹿児島

参加事業所
募集

地元でいかそう私達の『夢』と『力』



平成24年
10月25日【木】
13時～17時 ※12時より受付
鹿児島アリーナ
鹿児島市永吉1丁目30-1

対象企業 県内企業(参加予定60社程度)

対象者 県内就職希望の平成25年3月高等学校卒業予定者のうち、就職未内定者

実施団体 鹿児島労働局・ハローワーク・鹿児島県教育委員会・鹿児島県

お問い合わせ先 鹿児島労働局職業安定課 **tel.099-219-8711**
鹿児島市西千石町1-1 鹿児島西千石第一生命ビル ※または最寄りのハローワークへ
鹿児島労働局ホームページ <http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

※企業の参加申し込みは裏面をご利用ください。

「高校生のための就職面接会」参加申込書

申込期限10月15日(月)まで

企業用

下記の管轄安定所へFAXしてください。

事業所名	
住 所	〒
担当者名	
電話番号	
FAX番号	

(注) 参加申込いただいた場合は、面接会の1週間前までに案内文書を郵送します。
(未着の場合は、恐れ入りますが、鹿児島労働局職業安定課までご連絡をお願いします。)

採用予定職種	求 人 数	求人受理安定所名	求人番号	備 考
	通勤 人			
	住込 人			
	不問 人			
	通勤 人			
	住込 人			
	不問 人			
	通勤 人			
	住込 人			
	不問 人			

管轄安定所一覧

安定所	FAX番号	電話番号
鹿児島	099-224-3250	099-224-3433
川 内	0996-22-1607	0996-22-8609
鹿 屋	0994-44-9546	0994-42-4135
国 分	0995-46-5076	0995-45-5311
加世田	0993-53-5134	0993-53-5111

安定所	FAX番号	電話番号
伊集院	099-273-2002	099-273-3161
大 隅	099-482-2141	099-482-1265
出 水	0996-63-1308	0996-62-0685
名 瀬	0997-52-4602	0997-52-4611
指 宿	0993-22-2437	0993-22-4135

10月13日から鹿児島県最低賃金額が 改定されます

平成24年8月16日に開催された第3回鹿児島地方最低賃金審議会（以下「地賃審」という。）において、平成24年度の鹿児島県最低賃金改定額について答申が取りまとめられ、現行の最低賃金額647円を7円引上げ「654円」とされました。

鹿児島県最低賃金が改定されると5.8%の労働者に影響を与えると思われることから、鹿児島労働局では、関係機関、労働者団体及び使用者団体などに周知広報を行い、事業場に対する最低賃金の監督・指導を実施するなど、履行確保を図っていくこととしています。

このほか鹿児島県には、特定（産業別）最低賃金として「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「百貨店、総合スーパー」、「自動車（新車）小売業」に決められていますが、9月24日に開催した自動車（新車）小売業最低賃金専門部会を皮切りに、改定に向けた審議が本格的にスタートしました。

（参考）鹿児島県最低賃金額の推移

改定年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
鹿児島県 最低賃金額 （発効日）	627円 (20.10.18)	630円 (21.10.14)	642円 (22.10.28)	647円 (23.10.29)	654円 (24.10.13)

（労働基準部賃金室）

鹿児島県で働くすべての方へ。

意識したことありますか？

最低賃金

鹿児島県のこれまでの最低賃金 647円

654時間額円

[発効日] 平成24年10月13日 ※特定の産業には特定(産業別)最低賃金が定められています。



必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も。

ウェブで最低賃金がチェックできます。

最低賃金制度

検索

厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/>

最低賃金に関する特設サイト

<http://www.saiteichingin.info/>



最低賃金に関するお問い合わせは鹿児島労働局または最寄りの労働基準監督署へ  厚生労働省

賃金は最低賃金額以上になっていますか？

最低賃金制度とは最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。また、最低賃金には、「地域別最低賃金」と「特定(産業別)最低賃金」があります。



WEBで
チェック
しよう!



最低賃金はすべての人に適用されるのですか？

地域別最低賃金はすべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネットとして、常用・臨時・パート・アルバイト・嘱託などの雇用形態や呼称にかかわらず、原則としてすべての労働者とその使用者に適用されます。



最低賃金額より低い賃金を労働者と使用者が合意の上で定めた場合はどうなりますか？

最低賃金額より低い賃金を労使合意の上で定めても、最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。



最低賃金額以上となっているかをどのように確認するのですか？

支払われる賃金※と最低賃金額を次の方法により比較します。

(1) 時間給の場合

時間給 $\geq$ 最低賃金額(時間額)

(2) 日給の場合

日給 $\div$ 1 日平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額(時間額)

(ただし、日額が定められている特定(産業別)最低賃金が適用される場合には、日給 $\geq$ 最低賃金額(日給)となります。)

(3) 月給の場合

月給 $\div$ 1 か月平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額(時間額)

(4) 上記(1), (2), (3)の組み合わせの場合

例えば、

・基本給が時給制

・各手当(職務手当など)が月給制

などの場合は、それぞれ上記(1), (3)の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額(時間額)と比較します。

※ 最低賃金額との比較にあたって次の賃金は算入しません。

① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)

② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)

③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)

④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)

⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)

⑥ 精皆勤手当、通勤手当および家族手当



必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も。

10月1日から7日は全国労働衛生週間です

10月1日から7日までの1週間は、平成24年度全国労働衛生週間です。

全国労働衛生週間は、本年度で第63回目となりますが、「心とからだの健康チェック みんなで進める健康管理」をスローガンに、各事業場における労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、本週間中に実施していただきたい次の事項について、9月の準備期間に県内20箇所で説明会を開催しました。

- 1 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- 2 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- 3 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- 4 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- 5 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

なお、鹿児島労働局でも、本週間へ向け、労働衛生広報資料等の作成、配布などを行っていますが、定期健康診断の有所見率改善への取組の一つとして、9月の準備期間及び本週間中に、県内の労働者数100名以上の事業場を中心に、有所見者率の改善に向けた取組の推進と労働安全衛生法に基づく健康診断実施後の措置の徹底について「健康づくりアンケート」を実施しています。

このアンケート結果の概要については、取りまとめ後、公表を予定しています。

(労働基準部健康安全課)

写

鹿 労 基 発 第 1 0 7 号
平成 2 4 年 9 月 1 8 日

事 業 者 殿

鹿児島労働局労働基準部長

健康づくりアンケートの実施について

時下、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より労働基準行政の運営に御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、当局管内における定期健康診断の有所見率は、平成 1 4 年から全国平均を上回っており、平成 2 3 年も 5 2 . 7 8 % と受診者の半数以上に何らかの所見が見られるところです（裏面参照）。

そこで、鹿児島労働局では 1 0 月 1 日から 7 日までの全国労働衛生週間及び準備期間（9 月 1 日～9 月 3 0 日）を中心に、有所見者率の改善に向けた取組の推進（別紙 1 参照）のため、労働安全衛生法に基づく健康診断実施後の措置（別紙 2 参照）の徹底をはじめとする具体的な事項についての説明会及び広報など各種取組を行っているところです。

つきましては、今年度も職場における健康管理状況を把握し、今後の労働衛生対策に反映させるため、県内の労働者数 1 0 0 名以上の事業場を中心に標記アンケートを実施することといたしましたので、御協力いただきますようお願いいたします。

なお、御記入いただいたアンケートにつきましては、1 0 月 1 0 日までに郵便又は F A X 等により下記あて御提出いただきますよう併せてお願いいたします。

おって、経年的な統計を必要としているため、アンケート項目は前年度と同じ内容となっております。

記

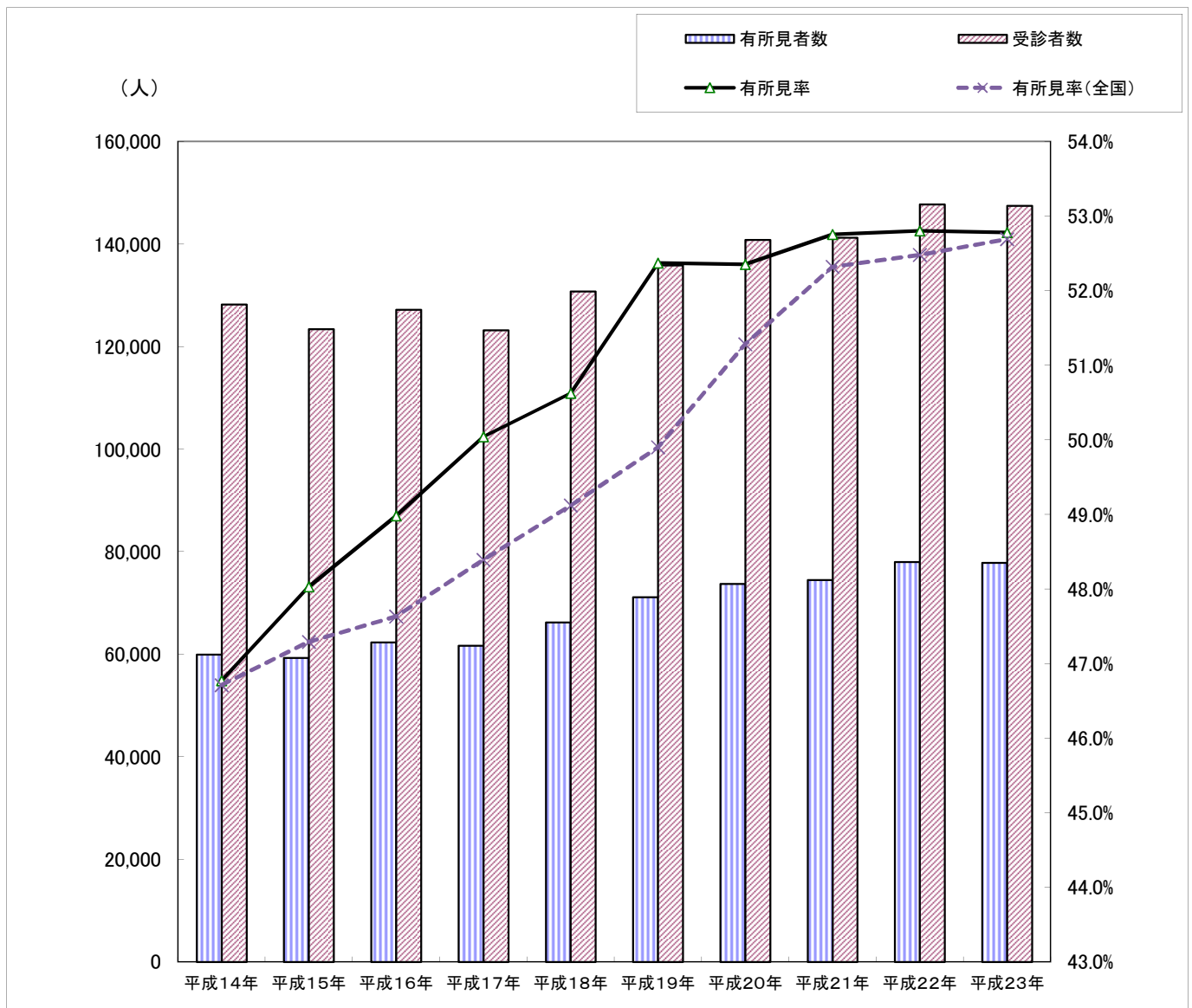
<アンケート提出先>

〒892-0816 鹿児島市山下町 1 3 - 2 1 鹿児島労働局労働基準部健康安全課
電話：099-223-8279 F A X：099-223-0575

定期健康診断受診者数及び有所見者数の推移（平成14年～平成23年）

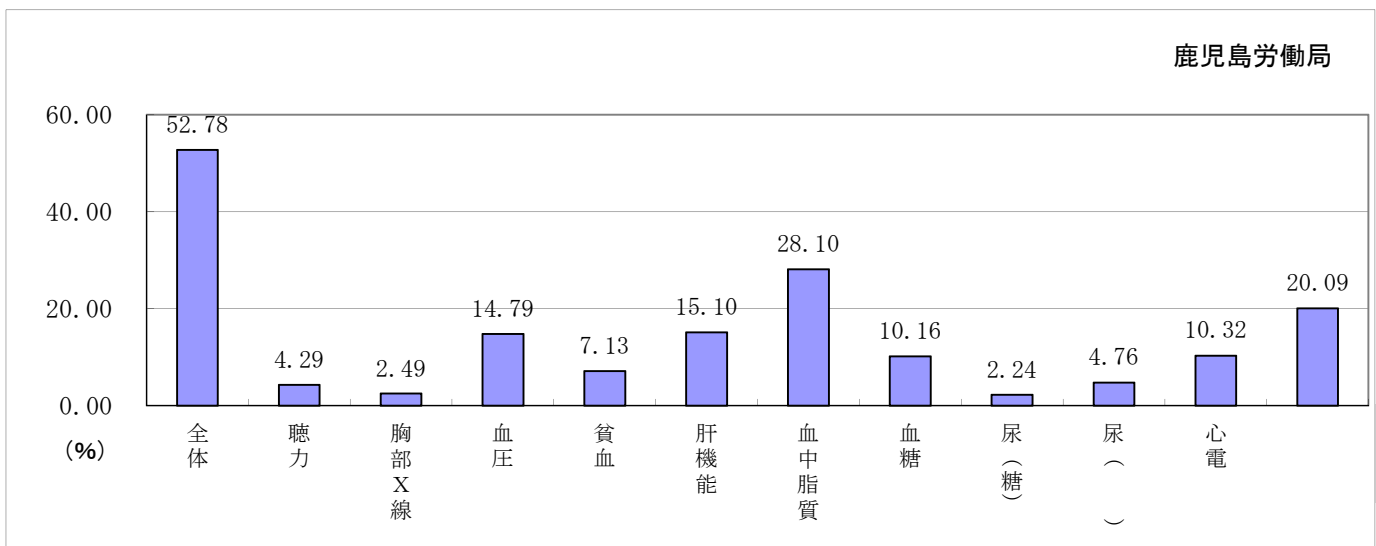
裏面

鹿児島労働局



定期健康診断項目別有所見率（平成23年）

鹿児島労働局



労働安全衛生法に基づく

定期健康診断における有所見率[※] の改善に向けた取組の推進について

有所見者に対する保健指導、健康教育等の取組を促進することで、
過労死や職業性疾病を予防しましょう

- 働く方々の健康について、労働安全衛生法に基づく定期健康診断における有所見率の過去10年の推移を見ると、平成11年の43%から年々増加し、平成20年には51%へと初めて5割を超えました。
- また、過重労働による脳・心臓疾患（「過労死」等事案）による労災支給決定件数も年300件台後半と高水準で推移しています。
- 過労死や職業性疾病を予防するためには、有所見となった状態の改善を図ることが重要です。事業者は以下の事項に取り組みましょう。

（※有所見率：健康診断の項目に異常の所見がある方の割合）

事業者の具体的な取組事項

（1）定期健康診断実施後の措置

健康診断に異常の所見がある方について、医師の意見を勘案し、作業の転換、労働時間の短縮等の就業上の措置を確実に実施しましょう。

（2）定期健康診断の結果の働く方への通知

定期健康診断結果を働く方へ確実に通知しましょう。

（3）定期健康診断の結果に基づく保健指導

健康診断の項目に、異常の所見がある方など健康の保持に努める必要がある方について、医師や保健師による栄養改善、運動等の保健指導を行い、働く方自身も保健指導を利用して、その健康の保持に努めましょう。

（4）健康教育・健康相談等

健康診断の項目に、異常の所見がある方をはじめ、働く方に対し、栄養改善、運動等に取り組むよう健康教育、健康相談を行い、働く方自身も健康教育・健康相談等を利用して、健康の保持に努めましょう。



事業者のチェックリスト

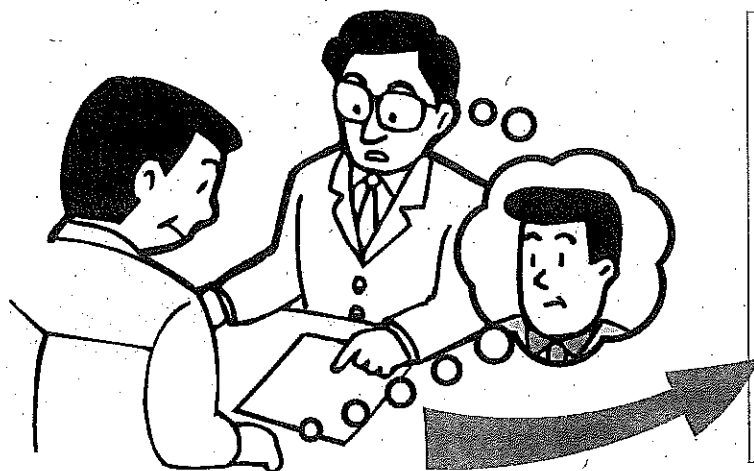
有所見率	事業場				全国値			
	前々年値(%) (A)	前年値(%) (B)	最新値(%) (C)	増加率(%) $((C-A)/A) \times 100$	平成18年(%) (a)	平成19年(%) (b)	平成20年(%) (c)	増加率(%) $((c-a)/a) \times 100$
(1) 定期健康診断全体					49.1	49.9	51.3	4.5
(2) 脳・心臓疾患関係の主な検査項目								
ア 血中脂質検査					30.1	30.8	31.7	5.3
イ 血圧					12.5	12.7	13.8	10.4
ウ 血糖検査					8.4	8.4	9.5	13.1
エ 尿検査(糖)					2.9	2.8	2.7	-6.9
オ 心電図検査					9.1	9.2	9.3	2.2

番号	チェック項目	はい	いいえ
1	定期健康診断における有所見についての医師からの意見聴取を行っていますか。	はい	いいえ
2	1の医師からの意見に基づき、労働時間の短縮、作業の転換等の事後措置を実施していますか。	はい	いいえ
3	定期健康診断の結果を労働者へ通知していますか。	はい	いいえ
4	定期健康診断の結果に基づき、医師又は保健師による保健指導を実施していますか。	はい	いいえ
5	保健指導は、有所見の改善に向けて、食生活等の指導、健康管理に関する情報の提供等の充実を図っていますか。	はい	いいえ
6	労働者は、定期健康診断の結果及び保健指導を利用した健康の保持のための取組を実施していますか。	はい	いいえ 把握していない
7	保健指導等において示された労働者自身が取り組むべき事項(食生活の改善等に取り組むこと)を着実に実施するよう指導していますか。	はい	いいえ
8	労働者に対して、健康教育、健康相談等を実施していますか。	はい	いいえ
9	労働者は、健康教育等を利用した健康の保持増進に努めていますか。	はい	いいえ 把握していない
10	健康教育等の対象は、有所見者のみならず、毎年、検査値が悪化するなど有所見者となることが懸念される者も対象としていますか。	はい	いいえ
11	労働者に対する保健指導、健康教育等においては、個々の労働者の状況に応じて、労働者が取り組むべき具体的な内容(栄養改善、運動等に取り組むこと)を示していますか。	はい	いいえ
12	6及び9の労働者の取組について、取組状況を把握し、必要に応じて指導を行っていますか。	はい	いいえ
13	事業者が取り組むべき事項について計画を作成していますか。	はい	いいえ
14	毎月、産業医が職場巡視を行う日などにおいて、取組の実施状況の確認、健康相談等を行っていますか。	はい	いいえ
15	全国労働衛生週間及びその準備期間において、重点的に、社内誌、講演会、電子メール、掲示等による労働者への啓発、自主点検表等を活用した取組状況の点検、健康相談、健康教育等を実施していますか。	はい	いいえ
16	個々の労働者を対象に、保健指導等の内容、労働者自身の取組状況、定期健康診断の結果等を基に、取組事項の実施状況等の評価を行っていますか。	はい	いいえ
17	事業場全体の取組事項の実施状況等を評価し、今後充実強化すべき事項等を今後の計画に反映させる予定ですか。	はい	いいえ

このリーフレットについてのご質問は、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署までお問い合わせ下さい。

(2010. 04)

労働安全衛生法に基づく 健康診断実施後の措置について



健診年月日	○年 ○月○日
医師の診断	要観察
健康診断を実施した 医師の氏名◎	○○ ○○
医師の意見	就業制限 時間外労働の制限
意見を述べた医師の 氏名◎	○○ ○○

● 健康診断実施後の措置

働く方が職業生活の全期間を通して健康で働くことができるようにするためには、事業者が働く方の健康状態を的確に把握し、その結果に基づき、医学的知見を踏まえて、働く方の健康管理を適切に講ずることが不可欠です。

そのため、事業者は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者について、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について医師等の意見を聴取し、必要があると認めるときは当該労働者の実情を考慮して、

- ① 就業場所の変更
 - ② 作業の転換
 - ③ 労働時間の短縮
 - ④ 深夜業の回数の減少等の措置を講ずる
- 等、適切な措置を講じなければなりません。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

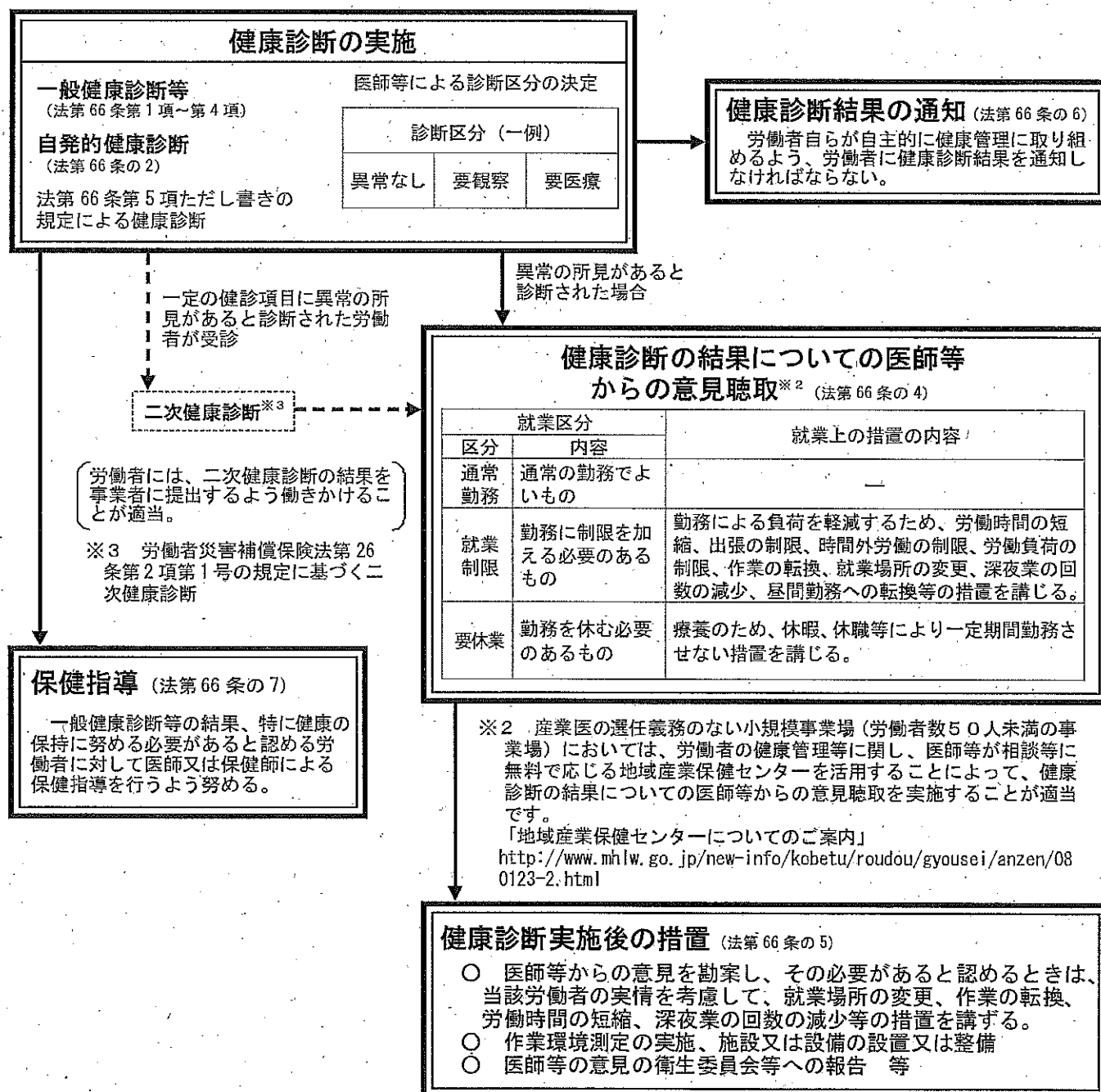
健康診断の種類

(法：労働安全衛生法)

一般健康診断（定期健康診断、特定業務従事者の健康診断 ^{※1} 等）	法第66条第1項
特殊健康診断（有機溶剤健康診断等）	法第66条第2項
歯科医師による健康診断	法第66条第3項
自発的健康診断	法第66条の2
その他の健康診断	法第66条第4項、第5項ただし書き

※1 労働安全衛生規則第13条第1項第2号に掲げる業務に従事する労働者に対する健康診断

健康診断の実施とその後の手順等



健康づくりアンケート

郵送先：〒892-0816 鹿児島市山下町13-21 鹿児島労働局労働基準部健康安全課

F A X：099-223-0575

(電話:099-223-8279)

平成24年10月10日(水)までに送付してください。

事業場名			電話番号	—	—
所在地			労働者数	名	
担当部署	課	係	担当者名		

- 1 定期健康診断における有所見者についての、医師からの意見聴取を行っていますか。(はい・いいえ)
- 2 1の医師からの意見に基づき、労働時間の短縮、作業の転換等の事後措置を実施していますか。(はい・いいえ)
- 3 定期健康診断の結果を労働者へ通知していますか。(はい・いいえ)
- 4 定期健康診断の結果に基づき、医師又は保健師による保健指導を実施していますか。(はい・いいえ)
- 5 保健指導は、有所見の改善に向けて、食生活等の指導、健康管理に関する情報の提供等の充実を図っていますか。(はい・いいえ)
- 6 労働者は、定期健康診断の結果及び保健指導を利用した健康の保持のための取組を実施していますか。(はい・いいえ・把握していない)
- 7 保健指導等において示された労働者自身が取り組むべき事項(食生活の改善等に取り組むこと)を着実に実施するよう指導していますか。(はい・いいえ)
- 8 労働者に対して、健康教育を実施していますか。(はい・いいえ)
- 9 労働者に対して、健康相談を実施していますか。(はい・いいえ)
- 10 労働者は、健康教育等を利用した健康の保持増進に努めていますか。(はい・いいえ・把握していない)
- 11 健康教育等の対象は、有所見者のみならず、毎年、検査値が悪化するなどの有所見者となることが懸念される者も対象としていますか。(はい・いいえ)
- 12 労働者に対する保健指導、健康教育等においては、個々の労働者の状況に応じて、労働者が取り組むべき具体的な内容(栄養改善、運動等に取り組むこと)を示していますか。(はい・いいえ)
- 13 6及び10の労働者の取組について、取組状況を把握し、必要に応じて指導を行っていますか。(はい・いいえ)
- 14 事業場が健康づくりのため取り組むべき事項について計画を作成していますか。(はい・いいえ)
- 15 毎月、産業医が職場巡視を行う日などにおいて、事業者は取組の実施状況の確認、健康相談等を行っていますか。(はい・いいえ)
- 16 全国労働衛生週間及びその準備期間において、重点的に、社内誌、講演会、電子メール、掲示等による労働者への啓発、自主点検等を活用した取組状況の点検、健康相談、健康教育等を実施していますか。(はい・いいえ)
- 17 個々の労働者を対象に、保健指導等の内容、労働者自身の取組状況、定期健康診断の結果を基に、取組事項の実施状況等の評価を行っていますか。(はい・いいえ)
- 18 事業場全体の取組事項の実施状況等を評価し、今後充実強化すべき事項等を今後の計画に反映させる予定ですか。(はい・いいえ)
- 19 独自の取り組みや成功事例等がありましたらご記入ください。